

令和2年5月11日

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令に伴う対応のお知らせ

兼松エンジニアリング株式会社
代表取締役 山本 琴一

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月27日よりGW休暇を含めて、5月10日まで臨時休業をしておりました。この間、お客様をはじめ、関係者の皆様に何かとご不便をお掛けした事をお詫び申し上げます。

5月4日、日本政府による緊急事態宣言の5月31日までの延長が決定しました。5月11日より予定通り業務を再開しておりますが、この決定を受け、以下の対応を実施させていただきます。

- ①特定警戒都道府県が拠点および営業エリアとなっております以下の営業拠点については、原則在宅勤務を継続させていただきます。業務上、出社が必要な従業員は、感染防止策を十分に講じた上で出社いたします。

対象事業所：札幌営業所、東京支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店

実施期間：令和2年5月11日(月)～5月31日(日)

※追加の発令や感染状況により変更する場合があります

営業拠点では出社制限により電話をおかけ頂いても対応しかねます。ご連絡の際は、お手数ですが担当者の携帯電話またはメール宛にお願いいたします。

- ②上記①以外の営業拠点については、感染防止策を十分に講じた上で、通常の営業をいたします。

対象事業所：東北・北海道支店(仙台)、中四国支店、四国営業所

- ③高知県にある本社および生産拠点においても、感染防止策を十分に講じた上で、通常の事業活動を実施します。

13の特定警戒都道府県では、引き続き接触機会を8割削減する政府等の方針に従って事業活動を進めてまいります。その他の県においては、不要不急の移動自粛を継続するものの、感染防止策を十分に講じた上で、出来る限りの事業活動を進めてまいります。

お客様をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。